

## 指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社 大島産業  
業者の住所：福岡県宗像市富地原 1 7 9 1 - 1
- 2 指名停止措置期間：令和 3 年 9 月 3 0 日から令和 3 年 1 1 月 1 0 日まで（6 週間）
- 3 指名停止措置の範囲：九州防衛局管轄区内（福岡県、佐賀県、長崎県及び大分県）

### 4 事実概要

株式会社大島産業は中日本高速道路株式会社発注の中央自動車道天神橋他 6 橋耐震補強工事及び西日本高速道路株式会社発注の九州自動車道久留米高速道路事務所管内南部地区橋梁耐震補強工事において、異なる下請け契約を記載した虚偽の施工体系図等を作成した。

このことが、建設業法第 2 8 条第 1 項第 2 号に該当するとして、令和 3 年 8 月 3 1 日に福岡県知事より 1 0 日間の営業停止処分を受けた。

### 5 指名停止措置理由

株式会社大島産業は建設業法第 2 8 条第 1 項第 2 号に該当するとして、令和 3 年 8 月 3 1 日に福岡県知事より 1 0 日間の営業停止処分を受けたことは、防衛省における「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第 2 第 1 3 号（建設業法違反行為）に該当する。

従って、本件については、指名停止 6 週間を適用する。

### < 指名停止措置要領付表第 2 >

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 1 3 当該区域内において、建設業法の規定に違反し、 工事の請負契約の相手方として不相当であると認め られるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1 月以上 9 月以内